

第 2 部

市町村・土地改良区による団体営事業

- (6) 団体営ほ場整備事業の活用について 【資料 6】
- (7) 団体営水利施設整備事業について 【資料 7】
- (8) 土地改良施設突発事故復旧・防止事業について 【資料 8】
- (9) 団体営事業によるため池の防災工事等の促進について 【資料 9】
- (10) 事例紹介④ 【資料 10】
(農業水路長寿命化・防災減災事業戸塚森揚水機場地区)
- (11) 事例紹介⑤ 【資料 11】
(農業水路長寿命化・防災減災事業鍵沢地区)
- (12) 令和 9 年度要望量調査について 【資料 12】

団体営ほ場整備事業の活用について

岩手県農林水産部農村建設課農地整備担当

団体営ほ場整備事業とは

市町村や土地改良区などが事業主体となり、農地の区画整理などの基盤整備を総合的に行う事業（受益面積 5 ha以上※）

※県営は受益面積20ha以上（中山間地域は10ha以上）

【事業の内容】

- ・ 農地の区画拡大・形状改善
- ・ 用水路・排水路の整備
- ・ 農道整備
- ・ 暗渠排水の整備
- ・ 客土や徐礫
- ・ 換地による農地の集団化

【目指す目標】

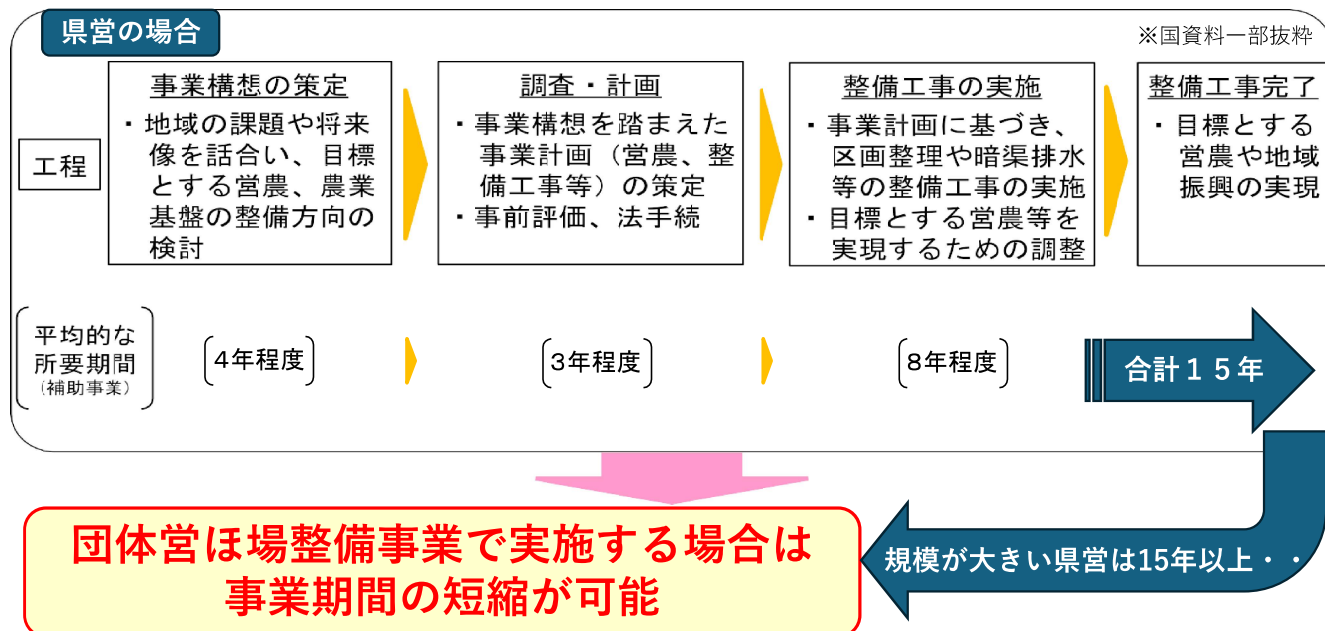
- ・ 農地の集積・集約化
- ・ 地域の営農戦略に即した収益性の高い農業経営を実現



県営ほ場整備事業と同様の事業内容だが、**規模が小さいため、事業採択から完了までの期間が県営より短い**

「団体営」とは、国営や県営に対し、市町村・土地改良区・JA等が事業主体となる事業区分。国では、こうした市町村営事業や土地改良区営事業を総称して「**団体営事業**」と位置付けている

ほ場整備事業の事業期間



団体営ほ場整備事業の実施状況

【30年以上前】

- 団体営ほ場整備事業を盛んに実施

【約30年前から現在】

- 団体営ほ場整備事業の実施はゼロ
 - ⇒ 換地を伴う区画整理は全て県営ほ場整備事業で実施
 - ⇒ 農業者が自ら行う畦畔除去や暗渠排水等の簡易な基盤整備を実施（希望する個別農業者や法人等に限定）

**小規模な地域ニーズに早急に対応するには
団体営ほ場整備事業での実施も検討**

団体営ほ場整備事業の主な要件

事業名	受益面積	主な事業要件	主な支援内容	
			ハード	ソフト
農地耕作条件改善事業 (非公共)	面積要件無し	・地域計画の区域内 ・総事業費200万円以上 ・農業者2者以上 ・中間管理機構との連携	(定額) ・区画拡大 ・用排水路の更新整備 等 (定率) ・区画整理 ・農業水利施設の整備 等	(定額) ・農地の集積・集約に係る調 整支援等 (定率) ・技術的な指導・助言活動支 援等
農業競争力強化農地整備事業 (農業基盤整備促進事業)	5ha以上	・地域計画の区域内 ・総事業費200万円以上 ・農業者2者以上	(定額) ・区画拡大 ・用排水路の更新整備 等 (定率) ・区画整理 ・農業水利施設の整備 等	(定額) ・田んぼダム導入に係る調 査・調整 (定率) ・農地の集積・集約に係る調 査・調整
農地中間管理機構関連農地整備 事業(農業生産基盤整備事業)	5ha以上	・地域計画の区域内 ・15年以上の中間管理権設定 ・8割以上を担い手に集団化 ・収益性20%以上向上 等	(定率) ・区画整理 ・農業水利施設の整備 等	(定率) ・農地の集積・集約に係る調 査・調整 ・田んぼダム導入に係る調 査・調整

団体営ほ場整備事業のガイドライン

(1)市町村営

事業名	標準的な費用負担割合			
	国	県	市町村	地元
農地耕作条件改善事業(非公共) ※定率補助の場合	50% (55%)	14% (14%)	21% (21%)	15% (10%)
農業競争力強化農地整備事業(農業基盤整備促進事業) ※定率補助の場合				
農地中間管理機構関連農地整備事業(農業生産基盤整備事業)	62.5% (62.5%)	27.5% (27.5%)	10% (10%)	— (—)

(2)土地改良区営

事業名	標準的な費用負担割合			
	国	県	市町村	地元
農地耕作条件改善事業(非公共) ※定率補助の場合	50% (55%)	14% (14%)	13% (13%)	23% (18%)
農業競争力強化農地整備事業(農業基盤整備促進事業) ※定率補助の場合				

(注)中山間地域(6法等)の負担割合

※参考 農家の負担軽減に活用可能な支援 【農地耕作条件改善事業（定率分）】

（１）機構集積推進費

地域計画内の取り残された**未整備農地（５ha）未満で、15年以上の農地中間管理権等の設定、収益性向上、担い手100％集積等を要件に、農家負担相当額（12.5％※）を交付（全額国費）**

（２）高収益作物導入促進費

ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じ促進費（最大12.5％※）を交付（国費負担50％等）

高収益作物転換率	助成割合
50％以上	12.5％
40～50％	10.0％
30～40％	7.5％

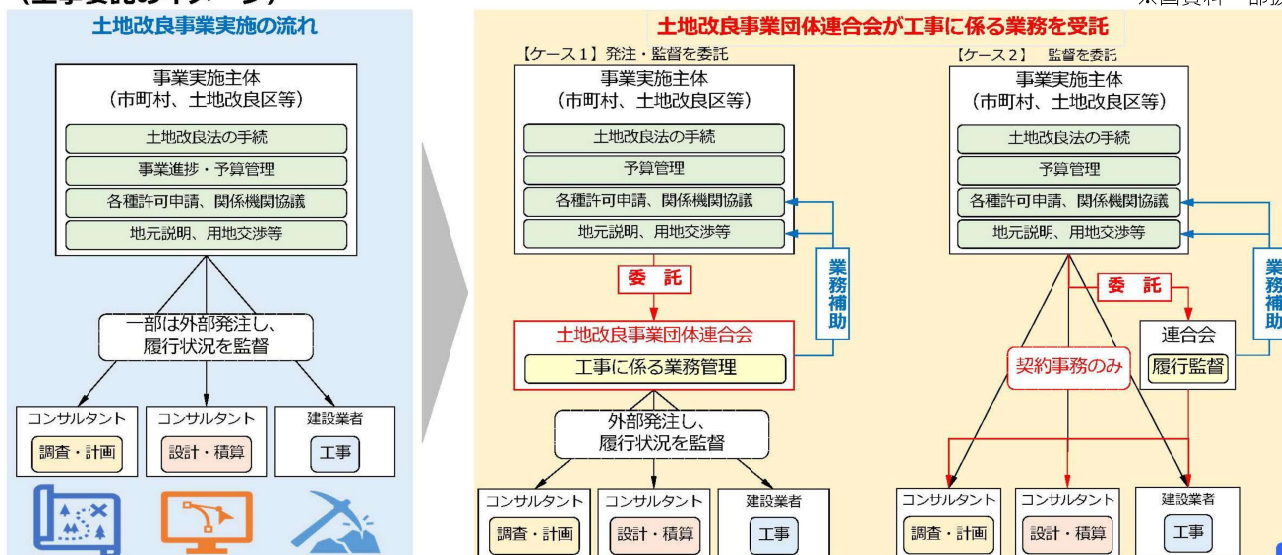
※活用する場合、農家負担を12.5％以下とするガイドラインを適用

団体営ほ場整備事業の工事の委託

令和４年の土地改良法の改正により、**土地改良事業団体連合会の会員（市町村や土地改良区等）は、土地改良事業団体連合会へ工事等を委託できるようになりました。**

（工事委託のイメージ）

※国資料一部抜粋



終わりに

- 生産コストの低減や高収益作物への転換、農業の省力化に資するスマート農業技術の活用による生産性の高い産地づくりに向けては、ほ場整備が重要であり、担い手への農地の集積・集約化にも大きく貢献しています。
- 本県の農業を強化していくため、県に加えて、市町村・農業団体・生産者も自ら取り組んでいきましょう。

【いわて農業生産強化ビジョン（令和7年7月策定）による】

県営事業のほかに団体営事業も実施することでほ場整備を更に加速化し、担い手の収益向上を早期実現

空白

団体営水利施設整備事業について

岩手県農林水産部農村建設課
令和 8 年 7 月

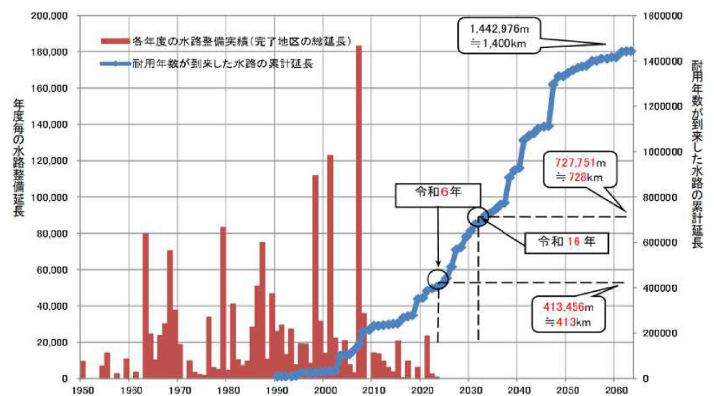
【現状】

- (1) 昭和30年代以降に県内で盛んに整備された用排水路などの農業水利施設は、その多くが耐用年数を迎え老朽化が進行。
- (2) 県では、これまで、施設管理者からの要望を踏まえ、施設の機能診断と機能保全計画策定を行い、補修・更新等を実施。
- (3) 一方、揚水機場やパイプライン等の突発事故が増加しており、10年後には半数以上の施設が耐用年数を超過することから、更なる増加が懸念される。

(表-1) 県内の基本的農業水利施設における耐用年数超過の状況(令和16年度時点)

施設種別	標準耐用年数	施設総数	耐用年数超過の状況			
			令和16年度時点		令和16年度見込み	
			施設数	割合	施設数	割合
水 路	40 年	1,400km	413km	30%	728km	52%
頭 首 工	50 年	69 箇所	21 箇所	30%	37 箇所	54%
揚水機場	20 年	50 箇所	36 箇所	72%	46 箇所	92%

※受益面積100ha以上の受益面積を有する基本的農業水利施設を対象



(図-1) これまでの水路整備量と耐用年数が到来する資産総量の予測

【課題】

(1) 機能診断・機能保全計画策定の加速化

- ・ 施設の状況を正確に把握し安全性を判断するため、県が行う施設の機能診断と機能保全計画策定を加速化する必要

(2) 施設状況を踏まえた補修・更新等の加速化

- ・ 長寿命化と突発事故の未然防止に向け、施設の状況に応じた補修・更新等を戦略的に進めるため、県が行う事業に加えて、**市町村や土地改良区等の施設管理者が行う団体営水利施設整備事業**の実施も必要

【対応】

(1) 機能診断・機能保全計画策定の加速化

ア 県営造成施設の点検・診断の加速化

① 目視が可能な頭首工、サイフォン、水管橋等

赤外線カメラ、AI等を活用した施設点検の効率化(自動化)

② 目視が不可能なパイプライン

事故歴等のビッグデータを活用した機能保全計画策定の可能性を研究

イ 耐用年数が間近な農業水利施設のリスト化

供用開始後、概ね10年を経過した基幹的農業水利施設をリスト化し、戦略的な施設の長寿命化に向けた機能保全計画の策定・見直し

【対応】

(2) 施設状況を踏まえた補修・整備等の加速化

ア 施設管理者による補修・整備等の推進

県が策定した機能保全計画に基づく対策工事の内容・緊急度・規模を踏まえ、市町村や土地改良区等の施設管理者と事業主体の選定について協議

その上で、施設管理者が法手続きが不要な様々な事業を活用し速やかに事業を実施

＜団体を事業主体として協議する例＞

- ・ 末端支配面積が100ha未満の施設
- ・ 事業費及び支配面積の多寡にかかわらず比較的簡易な水路更新等
- ・ 施設管理者が設備の状態を最も把握している機械設備の整備補修

イ 施設管理者の事業推進体制の確保

施設管理者の技術職員不足を補うための積算委託や現場技術業務を積極的に活用

ウ 費用負担の検討

国のガイドラインや他県事例を踏まえ、県・市町村・農業者の負担割合を総合的に検討

エ 突発事故への機動的な対応

土地改良施設突発事故復旧・防止事業の積極的な活用



農業用水の安定供給と営農の継続、地域の安全・安心を確保

【参考】基幹水利施設の補修・更新が可能な団体営水利施設整備事業一覧

国補助事業名	水利施設等保全高度化事業	農山漁村地域整備交付金	農業水路等長寿命化・防災減災事業
	基幹水利施設保全型		長寿命化対策
事業実施主体	市町村	市町村、土地改良区	市町村、土地改良区等
主な事業要件	・ 造成後、概ね10年以上経過している施設。 ・ 国営又は県営土地改良事業により造成された施設。または、土地改良事業造成施設と見なされる施設。 なお、国・県営土地改良事業造成施設と見なされる施設とは以下のいずれかに該当する施設。 ア 国交省等の他事業補償工事で造成された施設であるが、補償工事の前歴が国・県営土地改良事業造成施設であるもの イ 諸般の事情により他事業により造成された施設であるが、県営土地改良事業の事業計画に施設整備の計画があるもの ・ 農業水利施設の維持更新計画に登載済、または登載予定。 ・ 機能保全対策工事にあっては、農業水利施設の機能保全の手引きに基づき評価された施設の健全度評価が、S－1ではないこと。		○面積要件：無し ・ 総事業費200万円以上 ・ 農業者2者以上（施設の廃止を除く） ・ 国営又は県営土地改良事業造成施設 ・ 岩手県基幹的農業水利施設の機能保全計画に関する実施方針に位置づけられた施設（県営造成施設） ・ 長寿命化・防災減災計画の策定 ・ 対策工事は原則3年以内
主な支援内容	・ 国営造成施設及び県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施 ・ 国営造成施設又は県営造成施設において発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事（現地仮復旧を含む。）の実施		（長寿命化対策） ◎用排水路等の整備 ・ ポンプ等のオーバーホール ・ 給水栓、ゲート等を自動化するための施設の整備 ・ スペア資材の確保 ◎：主たる事業 ・：併せ行う事業
負担割合（ガイドライン）	国50%、県14%、市町村21% （中山間地域の場合国55%）	市町村：国50%、県14%、市町村21% 改良区：国50%、県14%、市町村13%	市町村：国50%、県14%、市町村21% 改良区：国50%、県14%、市町村13% （中山間地域の場合国55%）

※全て法手続きは不用

空白

土地改良施設突発事故復旧・防止事業 について

岩手県農林水産部農村建設課
令和8年7月

【突発事故への対応】

- 1 老朽化が進む中、近年、農業水利施設の突発事故の発生件数は増加傾向にあり、今後も増加するおそれ。
- 2 本県では、これまで、突発事故が発生した場合、県営事業で対応可能なものについて、農山漁村地域整備交付金（以下「交付金」という。）を活用し、緊急対応（復旧工事）を実施。
- 3 しかし、交付金は他地区からの流用が前提のため、予算の確保が難しいことや、地元負担が大きいことが課題。
- 4 突発事故の増加に迅速かつ確実に対応するためには、安定的な予算の確保と地元負担の軽減がより一層重要。

土地改良施設突発事故復旧・防止事業の活用

土地改良施設突発事故復旧・防止事業の概要

	直 轄	補 助		
		都道府県	市町村	土地改良区（連合）
根拠法令	法 87 条の 5	法第 87 条の 5	法第 96 条の 4	法第 49 条（法第 84 条）
対象施設	国営造成土地改良施設（基幹施設型は、上記のうち、ダム、頭首工、排水機場及び排水樋門のみ対象）	造成主体に限らず土地改良施設すべて		
事業要件				
末端支配面積	100ha 以上（基幹施設型は 5,000ha 以上（田以外は 2,000ha 以上））	20ha 以上（中山間地域は 10ha 以上）（団体営事業のうち営農や地域の経済活動、生活機能に影響が大きい事故は末端支配面積によらず適用可能）		
事業費－1	2 千万円以上	2 百万円以上		
事業費－2	技術配慮事項	－		
保全管理－1	維持管理事業計画等 ア～カ	維持管理事業計画等ア～カ＋キ（その他地方農政局長が維持管理事業計画と同等と認める計画）		
保全管理－2	機能保全計画等 ア～コほか	機能保全計画等ア～コ＋サ（その他地方農政局長が機能保全計画と同等と認める計画）ほか		
補助率	2/3 ほか	50%ほか		
ガイドライン	適用	適用		
緊急応急工事	いかなる場合も財務協議が必要	緊急応急工事のうち （応急仮復旧）電話連絡等で実施可 （応急本復旧）地方農政局担当課長と協議の上、実施可		
農家負担を求める場合の同意徴集	必要	必要	必要	不要（定款に「農家負担を徴収すること」を定める必要がある。）

農家負担を伴う場合の取扱

本事業は、原則、農家負担なしで実施することとしています。

このため、本事業の実施にあたっては、国の負担分（助成）を除いた残額について、都道府県、市町村等地方公共団体の費用を持って充当するよう努めるよう規定しています。

※（直轄）実施要綱第 11 負担金の取扱い 第 3、（補助）実施要綱第 9 助成 第 3 参照

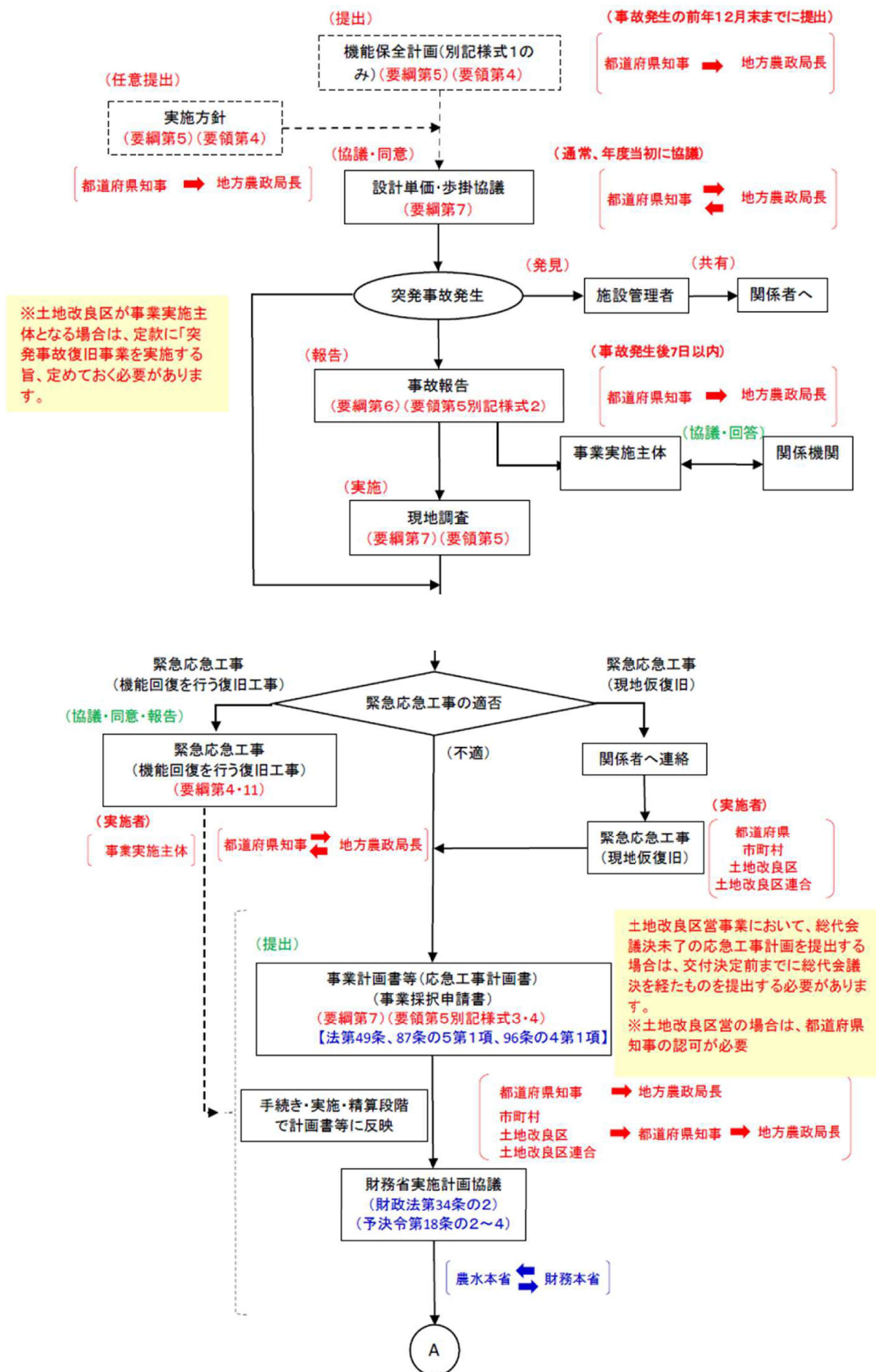
しかしながら、地域（地方公共団体）の実情をふまえ、やむを得ず農家負担を徴収する場合には、予め地域関係者との調整を行い、合意を得た上で本事業を実施することも可能です。

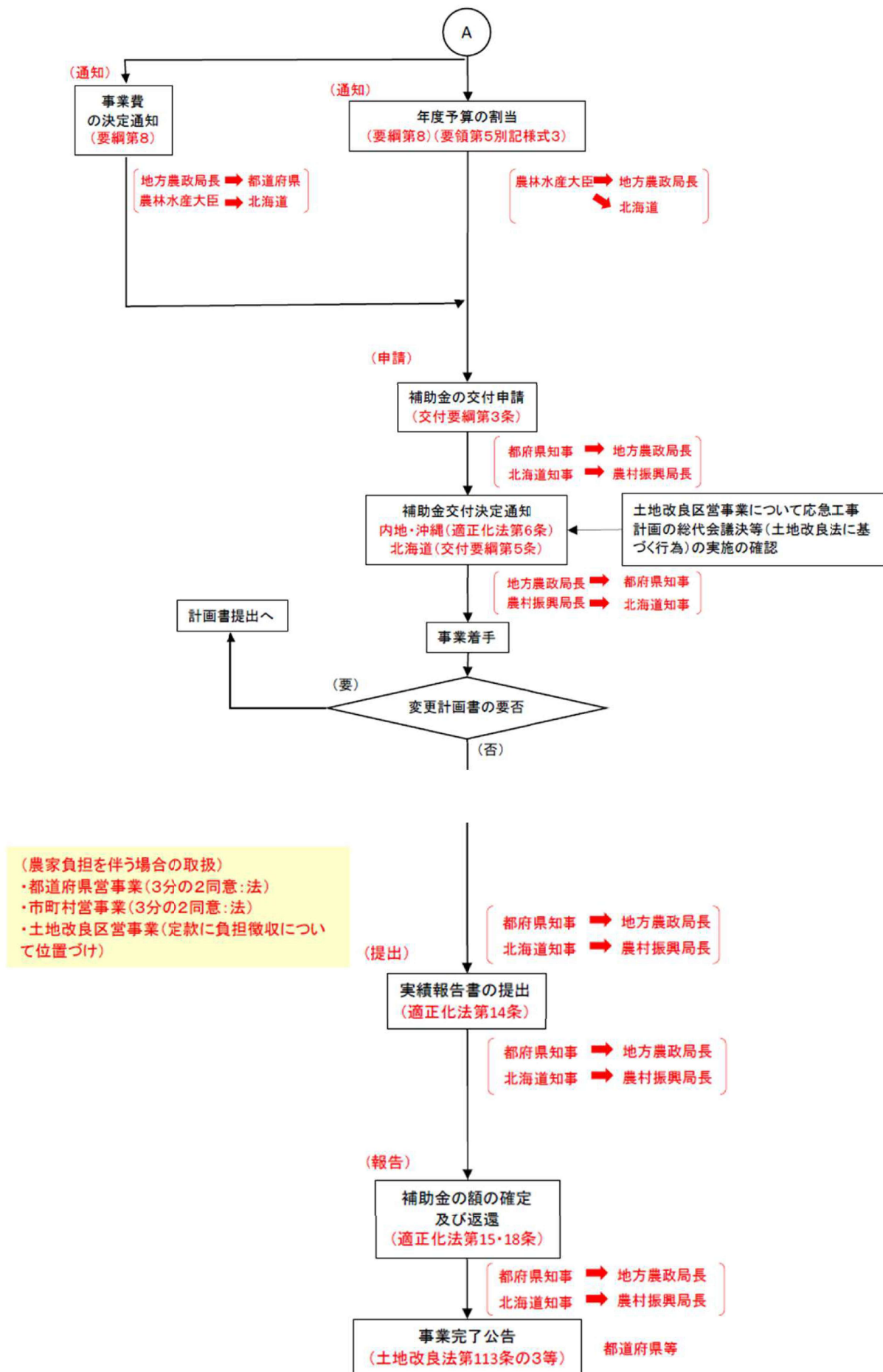
なお、農家負担を徴収する場合は、下記のとおり土地改良法等によって 3 分の 2 以上の同意を徴集する必要があるので留意する必要があります。

（農家負担の同意徴集を行うための必要な手続き等）

事業主体	農家負担を求めることができる根拠	同意徴集の手続き
直轄 （国）	土地改良法第 90 条第 2 項 ※都道府県は負担金の徴収開始までに条例を定める必要があります。	農家負担を徴収し、本事業を実施する場合は、 <u>農家負担の徴収を開始するまでに 3 分の 2 以上の同意が必要</u> となります。（土地改良法 90 条第 7 項）
補助 （都道府県）	土地改良法第 91 条第 1 項	農家負担を徴収し、本事業を実施する場合は、 <u>農家負担の徴収を開始するまでに 3 分の 2 以上の同意が必要</u> となります（土地改良法第 91 条第 4 項）。
補助 （市町村）	土地改良法第 96 条の 4 第 1 項	農家負担を徴収し、本事業を実施する場合は、 <u>農家負担の徴収を開始するまでに 3 分の 2 以上の同意が必要</u> となります（土地改良法第 36 条第 1 項）。
補助 （土地改良区・連合）	土地改良法第 36 条（第 84 条）	農家負担を徴収し、本事業を実施する場合は、 <u>農家の同意徴収の義務はありませんが、定款に「農家負担を徴収すること」を定める必要があります。</u> （土地改良法第 36 条）

申請等の流れ





★留意事項★

(1) 施設管理者が突発事業を活用するためには、予め次の手続き等が必要。

- ① 土地改良区においては、工事の実施に関する事項を定款に位置付ける必要
- ② 機能保全計画を策定する必要があるため、県営造成施設については、県が計画的に策定を進める。

◆末端支配面積100ha未満の施設に限り、「施設の保全対策・管理に関する計画」を、事故発生の前年12月末までに国に提出することにより突発事業が活用可能。

◆竣工後10年を経過し、機能保全計画を策定していない末端支配面積100ha未満の施設は漏れなく提出すること（後日文書発出する予定）。

(案)

農 建 第 号
令和 8 年 月 日

広域振興局の農村整備担当の
センター所長及び農村整備室長 様

農村建設課総括課長

土地改良施設突発事故復旧・防止事業(補助)に係る機能保全計画等の提出について
このことについて、下記1の対象施設がある場合は、下記2により必要書類をご提出願います。

記

- 1 対象施設
次の条件を全て満たす土地改良施設（以下「施設」という。）
(1) 標記事業の実施要件を満たし、来年度以降、突発事故が発生した際に、当該事業の活用を希望する施設
(2) 土地改良施設突発事故復旧・防止事業(補助)実施要領（以下「要領」という。）第4の4（2）アからサに掲げる計画を作成していない施設
- 2 提出書類
要領 別記様式第1号 施設の保全対策・監視に関する計画
- 3 提出フォルダ
[Yk000008YF 農村建設公Y00 照会・回答フォルダY【管理担当】Y突発事業【別記様式第1号】](#)
- 4 提出期限
令和8年12月18日（金）
- 5 その他
昨年度までに提出している別記様式第1号の計画の内容に変更がある場合は、朱書きで修正の上、再度提出願います。

【担当】
水利整備・管理担当（澤）
電話 019-629-5685

施設の保全対策・監視に関する計画(○○○地区)

施設No.0231003					
策定年月日 R6.4.25					
計画期間 R6～R28					
施設概要	施設名称	造成時期		受益面積	造成事業
		着工	完成	ha	
	○○○○幹線3号甲支線	H18	H18	90	○○○○事業○○○地区
	構造等規格・規模	No.25+82.29～No.48+51.11 L=2268.82m 【管体工】FRPM管φ1000 内圧2種・4種 268.9m、FRPM管φ900 内圧4種 235.10m、FRPM管φ800 内圧4種 855.60m、FRPM管φ600 内圧4種 397.00m、硬質塩ビ管φ500VU 295.30m 【付帯設備】制水弁工 1ヶ所、空気弁工 7ヶ所、分水工 30ヶ所、排泥弁工 2ヶ所、調圧水槽工 2ヶ所、道路横断工 4ヶ所 87.17m			
施設現況及び管理の状況	施設の現況	使用後11年経過する。かんがい期前に充水し、漏水の有無を確認。弁類についても年数回点検を実施。かんがい期間中に漏水があれば、土地改良区に連絡がすぐ入るよう、近隣農家との連絡体制を構築している。			
	管理の状況				
保全対策の方針	基本方針	管水路については、日常点検票(目視:1回以上/月)に基づき点検・監視を行う。漏水を確認した時点で、部分的に補修。当面は標準的な耐用年数40年を目処に、更新事業を行うことを想定しているが、漏水事故の発生状況によっては変更することも検討する。			
	管理水準	【管体工】漏水事故の発生回数が顕著に増加しない。 【付帯設備】作動不良が頻発しない。			
機能保全対策	対策工法・時期	漏水事故の発生回数が顕著となる場合、漏水事故の状況に応じて管交換などの対策を実施。なお、供用開始後20年後を目途に全面的な予防保全対策を検討する予定。			
	対策費用	現在は通常の維持管理(目視点検等)のみを実施。 (現在の想定)H40頃に部分的な予防保全対策として約5千万円程度を見込む。			
	備考				

⇒施設完成後20年、40年など
長い期間で設定

空白

団体営事業によるため池の防災工事等の促進について

団体営事業によるため池の防災工事等の促進について

(1) ため池の防災減災対策における課題

県では、令和2年10月に施行された「防災重点ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）を踏まえ、令和3年度から12年度までの10年間を計画期間とする「防災工事等推進計画」を策定し、県内の防災重点農業用ため池（以下「防重ため池」という。）の防災減災対策を進めており、今年度は6年目となる。

各種の安全性評価（ソフト対策）は概ね順調に進んでいる一方、防災工事（ハード対策）等の進捗が遅れていることから、後期5年間に於いてハード対策を加速する必要がある。

〈防災工事等推進計画の目標に対する達成状況〉

項 目	事業主体	目標数	R 7年度まで	進捗率
劣化状況評価	原則として県	693 か所	533 か所	77%
地震・豪雨耐性評価	原則として県	236 か所	155 か所	66%
防災工事	原則として県及び市町村	44 か所	12 か所	27%
廃止工事	原則として市町村	29 か所	16 か所	55%

「〈団体営による防災工事の実施について〉」
豪雨対策等の先行実施など段階的整備に向けて、市町村（管理者等）の協力を得ながら、団体営事業を活用した防災工事の実施について、検討を進めているところ。

(2) 課題解決に向けた県の考え方

① 「安全性評価（劣化・地震・豪雨）」の計画的な実施

安全性評価については、早期の目標達成に向けて取り組むとともに、下流への影響度の高い防重ため池の評価を進める。

② 「防災工事」の実施に向けた新規調査計画の推進

特措法の期限がR12年度までであることを踏まえ、安全性評価が完了し、かつ対策優先度が高い防重ため池から防災工事を推進していく。また、防災工事の加速化に向け、**豪雨対策等の先行実施など段階的整備を進める**こととしており、その役割分担は次のとおり検討しているところ。

団体営事業の活用

対策の区分	県営事業	団体営事業
地震対策工事+豪雨対策工事	◎	○（豪雨先行）
豪雨対策工事	○	◎
廃止工事		◎

凡例 ◎：主として実施 ○：必要に応じて実施

③ 「廃止工事」の更なる推進

既に利用されていない、利用される見込みのない防重ため池については、決壊による水害等の災害の防止の観点から、施設管理者による**廃止工事を積極的に促進する**。

団体営事業の活用

(3) その他(管理の省力化・効率化に向けた取組)

防重ため池に水位計等の遠隔監視機器を設置することにより、非常時のみならず、日常管理業務の省力化にも資するものであり、今後とも管理者等に対し、引き続き設置に向けた働きかけを行う。

農業水路等長寿命化・防災減災事業

令和8年度予算概算決定額 27,200百万円（前年度 28,150百万円）
〔令和7年度補正予算額 14,650百万円〕

<対策のポイント>

農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策、機動的な防災減災対策等を支援します。

<事業目標>

- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割〔令和11年度まで〕）
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（21万ha〔令和11年度まで〕）
- 防災対策を講じる優先度が高い防災重点農業用ため池における防災工事着手割合（9割以上〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1 きめ細かな長寿命化対策

- 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、管路化、水管理のICT活用等による水管理・維持管理の省力化、農業水利施設のスペア資材の確保、農道（避難路等）の整備を支援します。
- ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定、土地利用調整等を支援します。

2 機動的な防災減災対策

- 災害の未然防止に必要な施設整備、リスク管理のための監視機器の設置、農業水利施設の撤去、ため池の廃止（被災を契機に廃止することとなったため池の堤体の開削など二次災害を防止するために行う応急対策を含む。）、渇水対策のポンプ設置、農道（避難路等）の整備等の防災減災対策を支援します。
- ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
- 合併浄化槽への転換により用途廃止される農業集落排水施設の単独撤去を支援します。
- 流域治水対策のための農業水利施設への危機管理システムの整備等を支援します。

3 ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、ため池サポートセンター等が行う管理者への指導・助言等の活動を支援します。（ため池サポートセンター等への支援について、定率助成の上限度額を引上げ。）

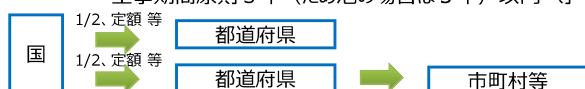
4 施設情報整備・共有化対策

農業水利施設情報等のGIS化を支援します。

【実施区域】 農振農用地区域、生産緑地 等

【実施要件】 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、
工事期間原則3年（ため池の場合は5年）以内 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

きめ細かな長寿命化対策



漏水防止のための整備



老朽化した施設の機能診断

機動的な防災減災対策



ため池の整備



ため池の廃止

ため池の保全・避難対策



ため池の現地パトロール

施設情報整備・共有化対策



施設情報等のGIS化

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)
防災課 (03-6744-2210)
設計課 (03-6744-2201)
地域整備課 (03-6744-2209)

ため池の防災・減災対策に活用可能な補助事業

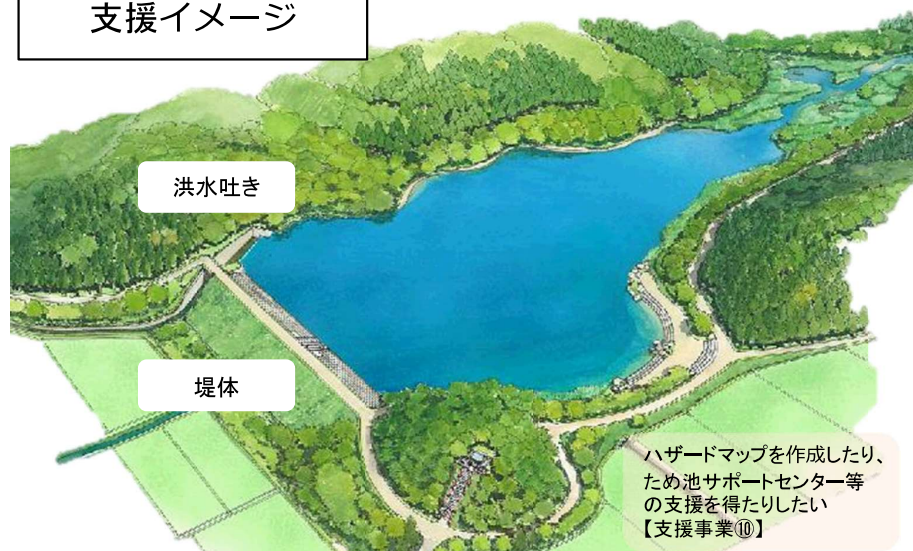


満濃池の江戸時代の工事の様子
(満濃池地堅之図)



令和7年4月 農林水産省農村振興局

支援イメージ



ため池の管理

- ・緊急時に対応するための排水ポンプなどを設置したい【支援事業⑤⑨】
- ・堤体の草刈りを行いたため池を適切に管理したい【支援事業⑫⑬】
- ・流域治水対策として低水位管理を行いたい【支援事業④⑩】
- ・緊急的な防災対策及び流域治水対策にICT機器を活用したい

【支援事業 設置:⑤⑨⑪ 運用:⑪⑫⑬】



ため池の廃止

堤体を開削するなど、貯水機能を喪失させたい【支援事業③⑧】



老朽化対策

経年変化等に伴う堤体の漏水や浸食を防止したい【支援事業②⑦】



（法面保護による侵食防止）



地震・豪雨対策

地震に対しても損傷が発生しないよう補強したい【支援事業②⑦】

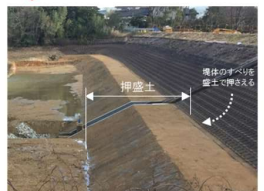


（堤体の押盛土による補強）

洪水吐を拡幅して、洪水を安全に流下させたい【支援事業②⑦】



（洪水流下能力の増加）



支援事業名	事業内容	事業主体	補助率	主な実施要件
農村地域防災減災事業	① 実施計画策定、劣化状況評価、地震・豪雨耐性評価、相続関係調査	都道府県、市町村、土地改良区等	定額（10/10）等	
	② 防災工事（地震・豪雨、老朽化対策）		50% 等 （緊急性が高いもの等は55%に嵩上げ）	・総事業費800万円以上※ ・受益面積 2 ha以上 等
	③ ため池の統廃合		50% 等 （緊急性が高いもの等は55%に嵩上げ）	・想定被害額500万円以上 等
	④ 洪水調節機能の付与・増進や低水位管理のために必要な整備（洪水吐きスリット等）		50% 等	・防災受益面積 7 ha以上 等
	⑤ 緊急的な防災対策（簡易な整備、排水ポンプの設置等）、観測機器の設置等		定額（10/10）	・受益面積 2 ha以上 等
農業水路等長寿命化・防災減災事業	⑥ 実施計画策定、耐震性点検、相続関係調査	都道府県、市町村、土地改良区等	定額（10/10）	
	⑦ 防災工事（地震・豪雨、老朽化対策）		50% 等	・総事業費200万円以上 ・受益者 2 戸以上
	⑧ ため池の廃止（被災を契機に廃止することになった場合の二次災害防止の応急対策含む）		定額（10/10）等	・想定被害額500万円以上 等
	⑨ 緊急的な防災対策（排水ポンプの設置等）、危機管理システム等整備		定額（10/10）	・総事業費200万円以上 等
	⑩ ハザードマップ作成、管理者等への技術的指導（ため池サポートセンター）支援、監視・保全管理に資する活動、防災訓練等	都道府県、市町村、土地改良区等	定額（10/10）等	・総事業費200万円以上 ・防災重点農業用ため池
水利施設管理強化事業（特別型）	⑪ 流域治水のために必要な取組（事前排水による低水位管理に係る人件費、遠隔監視機器の通信費等）	都道府県、市町村	50%	・流域治水プロジェクト等に位置付けられていること
多面的機能支払交付金	⑫ 共同活動の一環として行われる堤体の草刈りやため池の泥上げ等	活動組織、広域活動組織	定額	
中山間地域等直接支払交付金	⑬ 中山間地域における堤体の草刈りやため池の泥上げ等	活動組織	定額	・集落等で協定を締結し共同取組活動に位置づけること

※ 防災重点農業用ため池緊急整備事業として行う場合は、総事業費4,000万円以上

主な事業の標準的な負担割合

都道府県営事業				
	国	都道府県	市町村	農業者
農村地域防災減災事業 （防災重点農業用ため池緊急整備事業、地震・豪雨対策型）	50% (55%)	34% (34%)	16% (11%)	0 (0%)
農村地域防災減災事業	50% (55%)	29% (29%)	14% (14%)	7% (2%)
農業水路等長寿命化・防災減災事業	50% (55%)	29% (29%)	14% (14%)	7% (2%)
団体営事業				
	国	都道府県	市町村	農業者
農村地域防災減災事業 （防災重点農業用ため池緊急整備事業）	50% (55%)	21% (21%)	29% (24%)	0 (0%)
農村地域防災減災事業	50% (55%)	18% (18%)	25% (25%)	7% (2%)
農業水路等長寿命化・防災減災事業	50% (55%)	18% (18%)	25% (25%)	7% (2%)

- ※ 1 沖縄県、奄美、離島については、別の負担割合を設定。
- ※ 2 ()書きは中山間地域、緊急性が高いもの等。
- ※ 3 都道府県と市町村の負担割合は、都道府県又は市町村にお問い合わせください。

地方負担に対する主な地方財政措置

	起債充当率	交付税措置率
農村地域防災減災事業のうち、		
・ 防災重点農業用ため池緊急整備事業※	90%	45%
・ 防災・減災、国土強靱化のための5 か年加速化対策として実施する事業※	100%	50%
・ 上記以外の事業	90%	20%
農業水路等長寿命化・防災減災事業	90%	20%

※ 令和7年度までの措置。

ICT機器の設置・運用に係る支援

	事業	対象・支援内容
設置	農村地域防災減災事業	
	・ ため池緊急防災環境整備事業	・ 防災重点農業用ため池において、災害の発生を未然に防止するために実施するもの
	・ 防災重点農業用ため池緊急整備事業	
	・ ため池洪水調節機能強化事業	・ 洪水調節機能の付与や洪水調節容量を活用するために実施するもの
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	・ 危機管理対策として実施するもの
運用	水利施設管理強化事業	・ 流域治水対策として実施するもの ・ 通信費、サーバー費用
	多面的機能支払交付金	・ 共同活動に位置づけられたもの※ ・ 通信費、サーバー費用
	中山間地域等直接支払交付金	・ 協定に位置づけられ共同取組活動であるもの ・ 通信費、サーバー費用

※ 「多面的機能の増進を図る活動」における「防災・減災力の強化」の活動項目を活動計画に位置づけることが必要。



(お問い合わせ先)

■ 北海道 農政部 農村設計課
 ■ 東北農政局 農村振興部 防災課
 ■ 関東農政局 農村振興部 防災課
 ■ 北陸農政局 農村振興部 防災課
 ■ 東海農政局 農村振興部 防災課
 ■ 近畿農政局 農村振興部 防災課
 ■ 中国四国農政局 農村振興部 防災課
 ■ 九州農政局 農村振興部 防災課
 ■ 沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課

(011-204-5398)
 (022-263-1111)
 (048-600-0600)
 (076-263-2161)
 (052-201-7271)
 (075-451-9161)
 (086-224-4511)
 (096-211-9111)
 (098-866-0031)

農業水路等長寿命化・防災減災事業 戸塚森揚水機場 地区

石鳥谷東部土地改良区

1

目次

1. 組織概要
2. 地区概要
3. 事業導入のきっかけ（地区の課題など）
4. 事業の実施状況
5. 効果（良かったこと）
6. 留意点
7. 事業の改善・拡充要望（あれば）

2

1. 組織概要

石鳥谷東部土地改良区（花巻市石鳥谷町新堀）

本改良区の受益農地は、北上川左岸に沿って展開する平坦な水田地帯であり、北側は紫波町を境にし、南側は曾市川に囲まれた農業地域である。

ほ場整備は、平成23年までに9割近くが完了しており、大区画化ほ場（1ha）となっております

- ・ 受益面積 992.5ha、組合員 772名（准組合員 5名）
- ・ 理事10名（内2名が女性）、監事3名（内1名員外監事）
- ・ 職員4名、嘱託職員2名

3

2. 地区の概要

- ・ 戸塚森揚水機場は、県営ほ場整備事業新堀地区により平成5年度に整備された。一級河川稗貫川から取水し、新堀幹線用水路を經由し揚水をしております。
- ・ 施設は両吸込渦巻ポンプ2台及び除塵機1基であるが、完成から30年が経過し、ポンプ軸受が摩耗しているほか、流量計や圧力計が故障し、揚水管理に支障を来している。
- ・ また、高圧受電設備により稼働している施設であり、近年の電気料金高騰に伴い、節水により最小限の揚水量に抑えているものの、維持費が嵩んでいる状況である。
- ・ このことから、施設の機能保全計画を策定し、更新による長寿命化を図るとともに、ポンプを低圧受電対応へ転換し、維持費の低減を図るものである。

4

3. 事業導入のきっかけ

- 新堀幹線用水路は山沿いを流れており、豪雨の際には大量の山砂が用水路に流入するため、ポンプ主軸の摩耗が著しく更新を余儀なくされた。
- 真空ポンプ、封水ポンプ等の故障も多く、たびたび揚水不良となり地元用排水調整委員に迷惑をかけていた。
- 電気設備についても、供用開始より30年が経過しており更新時期を迎えている。

5

4. 事業の実施状況

- ポンプ更新

更新前

- ①両吸込みポンプ ⇒
φ200-22kw × 2台
- ②真空ポンプ ⇒
φ20-0.75kw × 1台
- ③封水ポンプ ⇒
φ40-0.75kw × 1台
- ④高圧受電 (53kw) ⇒

更新後

- ①着脱式水中ポンプ
φ200-15kw × 2台
- ②不要
- ③不要
- ④低圧受電 (38kw)

6



施工前



施工後

水中ポンプ設置状況



水中ポンプ設置完了



5. 効果（良かったこと）

・コスト比較（3タイプ）

	単純更新	揚水機 3 台	水中ポンプ 2 台
規格及び規模	両吸込P φ 200-22kw×2台 真空P φ 20-0.75kw×1台 封水P φ 40-0.75kw×1台	片仕込P φ 150-11kw×3台 真空 P φ 20-0.75kw×1台	脱着式水中P φ 200-15kw×2台
受電契約	高圧受電（53kw）	低圧受電（43kw）	低圧受電（38kw）
概算工事費（税込）	55,500,000円	37,800,000円	27,000,000円
電気料金（年）	693,000円	615,427円	630,000円
保安管理料（年）	66,000円	—	—
保全対策コスト （工事期間+40年）	158,939,000円	98,859,507円	83,030,000円
比較結果	△	○	◎

9

6. 留意点など（事業の流れ）

- 適正化事業の一般型で考えていたが、防災減災機能等強化事業にて、省エネに資する施設整備を行うために、高圧受電を低圧受電にできないか検討を行った。
- ポンプの能力を下げた3台のポンプで揚水することで、低圧受電となることを確認。
- 省エネに資する施設整備として、事業申請を行った。
- ポンプを2台から3台にすることは、省エネに当たらないとの回答があった。（全土連より）
- 改良区負担の軽減には、農業水路等長寿命化・防災減災事業を北上農村整備センターより進められた。
- 適正化事業の一般型（改良負担40%）
長寿防災事業（改良負担36%）

10

7. 事業内容について再度打合せを行った。
水中ポンプでの対応は可能か。→ **可能である。**
8. 3タイプについて、ランニングコストも含めた比較の作成を依頼した。**結果水中ポンプに決定**した。
9. 契約手続きについては、3社による指名競争入札で行いました。
10. 「農業水路等長寿命化・防災減災事業」は、事業内容の変更についても容易にでき、法手続きが不要なため早期に事業完了ができました。

11

7. 事業の改善・反省点

1. 当初から水中ポンプを考えていたら、適正化の省エネに資する施設整備が進められたかもしれない。
2. 市町村に事前負担協議を行っていたら、13%の補助を受けられたかもしれない。
3. 改良区負担率について
 - ① 適正化（一般形） 40%
 - ② 適正化（省エネ） 30%
 - ③ 長寿防災 36%
 - ④ 長寿防災（市補助有） 23%

12

農業水路等長寿命化・防災減災事業 鍵沢地区

西和賀土地改良区

1

目次

1. 組織概要
2. 地区概要
3. 事業導入のきっかけ（地区の課題など）
4. 事業の実施状況
5. 効果（良かったこと）
6. 留意点
7. 事業の改善・拡充要望（あれば）

2

1. 組織概要

- 西和賀土地改良区（設立 昭和50年4月）
 - 理事長 吉田正志
 - 所在地 和賀郡西和賀町沢内字太田1-9-9
 - 受益面積 895ha
 - 組合員数 728名
 - 理事8名、監事3名、総代40名、職員3名

3

2. 地区の概要



- 西和賀町沢内の南部に位置し、北から南へ流れる和賀川の左岸に広がる水田地帯であり、鍵沢地区に位置する和賀北部幹線用水路は弁天頭首工より取水している全長約10kmの山腹水路である。昭和51年～平成12年にかけて団体営ため池等整備事業を導入し、一部区間(L≒3,700m)をコンクリート水路に舗装しているものの、未舗装区間がまだ6割程度ある用水路である。

4

3. 事業導入のきっかけ

- ・鍵沢地区(和賀北部幹線用水路)は、未舗装の素掘り水路であり、大雨時や融雪期には山地流域から雨水、土砂等の流入が甚だしく水路の決壊や埋没、法面からの漏水等によりたびたび土砂崩壊が発生している状況である。



←法面崩落

水路底陥没→



5

4. 事業の実施状況

- ・実施年度 令和6～7年度
- ・事業費 21,615千円 (国55%、県18%、町25%、地元2%)
- ・事業量 水路工 L=133m (大型フリーーム B1200×H1000)



6

5. 効果（良かったこと）

- 工事区間は常に法面からの漏水があり、民家にも隣接しているため、地元水利組合でも特に気を付けて巡視している区間であったが、コンクリート水路となり漏水や法面崩落の危険性が軽減された。
(水路巡視人の精神的負担の軽減)
- 水路勾配がほとんどなく、素掘りのため水の流れも緩やかであったが舗装されたことにより流速が上がり、以前より効率的に下流側へ通水できるようになった。(通水効率の向上)
- 法手続が不要なため早期に事業に着手することができた。
(R5.5 総代等より要望あり → R5.6～ 県・町との打合せ、協議 → R6.1 団体営NN事業地方計画検討委員会 → R6.2 事業計画認定申請 → R6.3 事業計画認定 → R6.4 補助金交付申請 → R6.6 交付決定 → R6.10～ 工事着手) (要望した翌年には工事を実施)

7

6. 留意点など

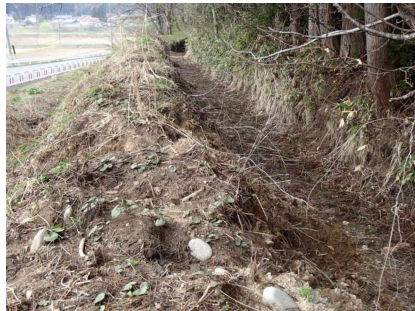
- 工事費積算のため業者より見積書を徴収して事業費の参考としたが、業者見積では諸経費がかなり抑えられて（良心的）おり、工事積算システムで積算すると諸経費分でかなりの差がでたので、その点は要注意。

見積書記載の諸経費(約10%) < 積算システムによる諸経費(約40%)

8

7. 事業の改善・拡充要望

- 事業最終年に要望額どおりの割当にならないと、工事計画を全て完了することができないので、予算調整にご配慮いただきたい。
- その他（R7.4 イノシシによる被害、素掘水路溝畔の損壊）

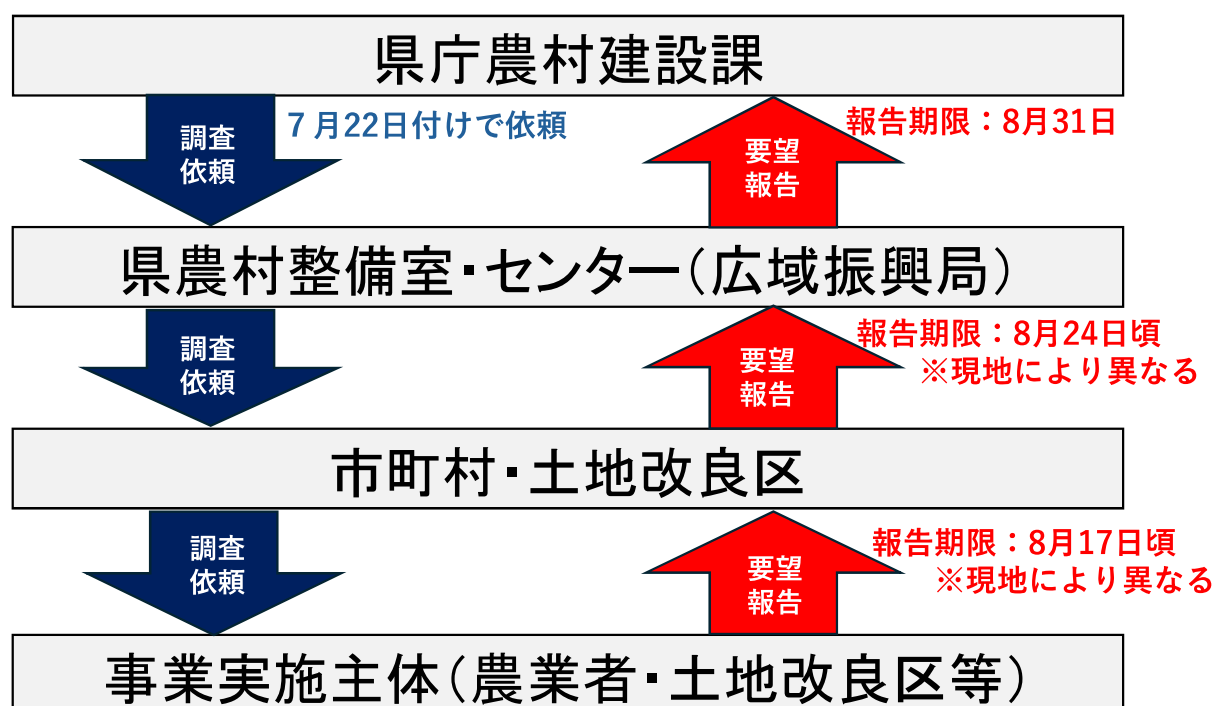


空白

令和9年度 要望量調査について

岩手県農林水産部農村建設課

団体営事業における要望量調査フロー



要望量調査対象事業

- ・農地耕作条件改善事業
- ・大区画化等加速化支援事業
- ・いきいき農村基盤整備事業
- ・農道橋梁点検・診断業務の実施（農山漁村地域整備交付金）
- ・農業生産基盤情報通信環境整備対策事業
- ・農業水路等長寿命化・防災減災事業（長寿命化対策・防災減災対策）
- ・農業水路等長寿命化・防災減災事業（ため池関係）
- ・畑作等促進整備事業

※その他の事業は個別に相談願います

要望量調査における留意事項等

（１）要望時期

事業名	要望時期
農地耕作条件改善事業	令和9年度～令和13年度分（5ヶ年分）
大区画化等加速化支援事業 いきいき農村基盤整備事業	令和9年度～令和11年度分（3ヶ年分）
その他事業	令和9年度分

（２）留意事項

- 農業農村整備事業管理計画と整合を図ること（※大区画化等加速化支援事業も含む）
- 令和9年度の要望量調査は、8月31日締め切りの調査が最終となること